

農薬使用上の注意

農薬を使用する際には、取扱いに十分に注意し、下記のことに取り組むほか、農薬ラベルの指示を必ず守りましょう！

・防除日誌を記帳しましょう。

記帳の際には、農薬の希釈倍数、どのハウスに使用したのかの記載を忘れずに。

・散布後は動噴機等の散布器具を必ず洗浄しましょう。

農薬散布に用いた器具等は毎回使用後に必ず洗浄を行いましょう。

・農薬ドリフトに注意しましょう。

隣接する圃場の作物を把握しておきましょう。

もし出荷先で農薬事故が発覚すると・・・

- ・全額自己負担による出荷作物の自主回収
- ・該当作物の出荷停止(出荷停止期間中に取引先を失うことも)
- ・信頼低下による売り上げへの影響(農薬事故が起こると、新聞等での公表があります。)

農薬事故による損害を未然に防ぐため、農薬の管理に注意し、出荷前には残留農薬検査を実施しましょう。

銚田市では市内の販売農家を対象に、農業振興センターにて、市の補助による残留農薬検査の受付を行っておりますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】

- 銚田市役所 農業振興課 農業振興係
電話番号：0291-33-2111 (代表)
0291-36-7651 (直通)
F A X：0291-32-2128
- 銚田市農業振興センター(残留農薬検査の受付、農薬一覧表の提供等)
電話番号・F A X：0291-34-4377

※防除日誌の参考様式は、銚田市ホームページにもありますのでご利用ください。